

令和6年度

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助制度 (高性能外皮等(一体的導入))

刈谷市では、地球温暖化対策の一環として、住宅において大幅な省エネを実現するため、高性能な外皮や高効率な空調設備、換気設備等を設置する方で、一定の要件を満たす方に**予算の範囲内**で補助金を交付しています。

申請者の方へ

「高性能外皮等」単体の補助金はありませんのでご注意ください。

高性能外皮等の補助金を受けるには、「HEMS」および「太陽光発電システム」を同一棟内に同時に設置する必要があります。

補助対象設備

- 次の(1)か(2)いずれかの住宅に設置する「高断熱外皮」、「空調設備」、「給湯設備(エネファームを除く)」、「換気設備」で断熱等性能の向上または一次エネルギー消費量の削減に寄与するもの
 - 国の補助金(ZEH化等支援事業など)の交付決定を受けた住宅
 - 「断熱等性能等級5以上」かつ「一次エネルギー消費量等級6」の基準に適合するものとして第三者機関による認証等(BELS評価書など)を受けた住宅
- 未使用のもので、リース品でないもの

補助を受けることができる方

市内に住所を有し(実績報告時までの転入も可)、市が賦課徴収する税金の滞納がなく、次のいずれかの要件を満たす方

- 自らが居住している市内の住宅に設備を購入して設置する方
 - 自らが居住する住宅を市内に新築する際に、設備を購入して設置する方
 - 自らが居住する目的で、設備が設置されている市内の新築の建売住宅を購入する方
- 補助金の交付は1棟につき1回。ただし、同一棟内に複数の世帯が居住し、それぞれの世帯が電力受給契約を締結する場合には、世帯ごとに1回。

※上記1, 2の方は**工事着工前**に、3の方は**売買契約後、住宅の引渡し前**までに申請してください。
また、設置完了(引渡し)後、速やかに、かつ、令和7年3月31日までに**実績報告**を行うことが交付条件となります。

補助金の額

設備の設置に要した費用の範囲内で、上限10万円(千円未満の端数切り捨て)。

※刈谷市の補助金額には愛知県からの補助金額が含まれている場合があります。

(愛知県からの補助金が含まれていない場合でも、刈谷市からの補助金額に影響はありません)

【問合せ先】刈谷市役所 環境推進課 環境政策係

電話：0566-62-1017 (環境推進課直通)

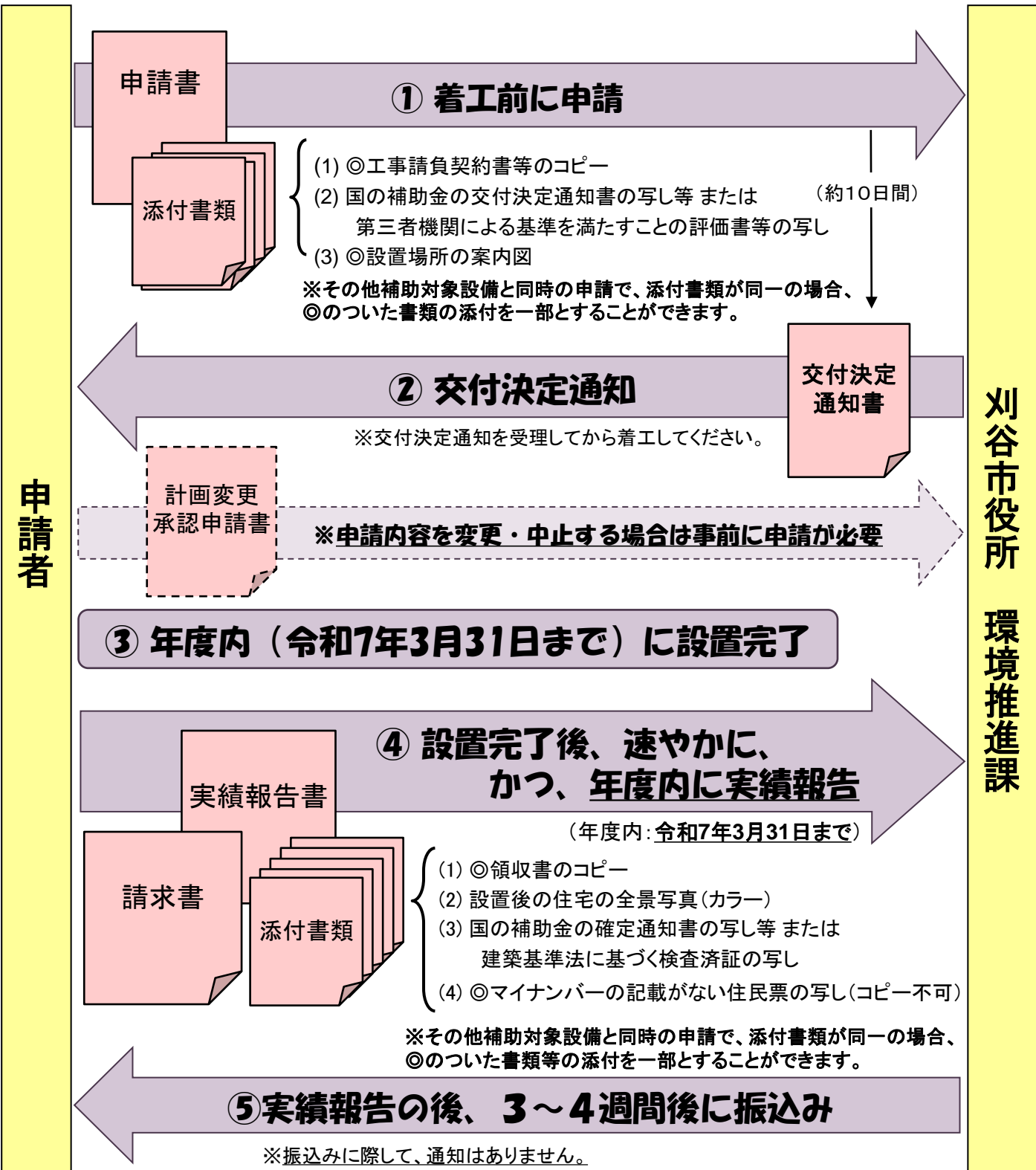
FAX：0566-24-3481

E-mail：kankyo@city.kariya.lg.jp



補助金の受給手続きの流れ

※建売住宅は
異なります。



書類の作成に当たっては、各書類の「記入例」及び「添付書類の留意事項」を必ずご確認ください。